

◆ ◆ 留 意 事 項 ◆ ◆

- 令和7年度（令和8年3月）大学等卒業予定者（大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等）の就職・採用活動は以下のスケジュールに沿って行ってください。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関するスケジュール

広 報 活 動	令和7年3月1日以降
採 用 選 考 活 動	令和7年6月1日以降

ハローワークにおける求人の取り扱い

求人の受理	令和7年2月1日以降
求人の公開	令和7年4月1日以降
職業紹介	令和7年6月1日以降
正式な内定日	令和7年10月1日以降

- 原則、求人申込み後に求人取消・求人数の削減はできません。**

- 求人取消は、以下の場合に限り可能です。

- ① 募集した求人数以上の採用内定をした場合
- ② 求人票記載の受付期間が経過した場合

- ※ **①② 以外の理由で求人の取り下げを希望する場合は、必ずハローワークへご相談ください。
求人者マイページからの取消は行わないでください。**

- 大学等卒業予定者の求人の募集人員は高等学校卒業予定者の求人や一般求人の募集人員と併用することはできません。
それぞれの採用枠を確保したうえで求人申込みをお願いします。

（裏面に続きます）

- 求人の有効期間は令和8年3月末までです。
有効期間よりも前に募集終了を考えられている場合は、**求人申込時に受付期間を設定するようにお願いします。**

- 当初の労働条件を安易に変更することは不適切です。**
変更を行わざるを得ない場合には、内定までに書面による明示を行わなければなりません。

- 選考結果は、求人者マイページからの入力または電話にてハローワークまでご連絡ください。
選考結果については、就職未内定者への支援等のため、必要に応じて就職未内定者または学校等へ情報提供します。

- 採用内定取消は、職業生活への円滑な移行の妨げとなりますので、絶対に行わないでください！**

- 職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、**求人票に以下の3点の明示が必要になります。**
 - ①従事すべき業務の変更の範囲
 - ②就業場所の変更の範囲
 - ③有期労働契約を更新する場合の基準※詳細は別添リーフレットをご覧ください。

ハローワーク米子（米子公共職業安定所）学卒係
〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階
TEL：0859-33-3911